

新型コロナウイルス関連 支援施策 “個別” 相談会

相 談
内 容

- 新型コロナ特別融資等の資金繰り
- 雇用調整助成金の特例措置
- 持続化補助金・ものづくり補助金 など

詳しくは裏面を
ご覧ください

講師: IBSコンサルティング(株)

代表 正田裕之 氏

日 時

4月23日(木) ^{受付}午後1時～午後4時

1事業所につき最長30分、下記申込書に希望の時間帯をご記入ください。

場 所

足利市坂西商工会館2階

定 員

7名(先着順)※事前予約をお願いします

締 切

4月20日(月)※ただし、定員になり次第締切とさせていただきます

その他

当日、発熱、咳など体調不良の場合は来所ご遠慮ください
申込状況によっては、時間の変更をお願いする場合がございます
予めご了承ください

お申込方法

電話、FAX にてお申込みください。

お問い合わせ

足利市坂西商工会

TEL:0284-62-0346/FAX: 0284-62-7124

事業所名				
参加者氏名		連絡先	TEL _____ FAX _____	
ご相談希望時間 希望時間に○を つけてください	午後1時～ 午後2時30分～	午後1時30分～ 午後3時～	午後2時～ 午後3時30分～	午後4時～
相談したい内容				

※ 本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本説明会開催における参加者名簿作成および説明会に関する目的のみに使用いたします。

新型コロナウイルス感染症特別貸付

他に「新型コロナマル経」、「栃木県コロナ緊急対策資金」、「足利市特別融資」等の制度もございます

対 象：最近1カ月の売上が2019年または2018年の同じ月と比較して5%以上減少している方
お使用道：運転資金、設備資金
返済期間：運転資金 最長15年以内（据置期間5年以内）
設備資金 最長20年以内（据置期間5年以内）
限 度 額：6000万円（別枠）
金 利：当初3年間 0.46%（ただし、3000万円分まで）
4年目以降 1.36%
利子補給：当初3年間分のみ、対象上限3000万円
（個人・法人、規模によって売上減少の要件あり）
利息は先に支払い、後日請求して戻ります。
必要書類：借入申込書、決算書・申告書（2期分）、売上減少申告書 他
そ の 他：事前に面談予約を行い、日本政策金融公庫佐野支店へ行き、担当者との面談が必要
※新型コロナウイルスの影響により売上が減少したら必ず借りられるわけではありません。

雇用調整助成金の特例措置

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【対象】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

【助成率】 中小企業 4／5

→解雇等を行わない場合は9／10

【支給限度日数】

4月1日～6月30日は、1年間の支給限度日数100日とは別に、雇用調整助成金を利用できる

【主な支給要件】 雇用保険適用事業所の事業主であること

労使間の協定により休業等をおこなうこと 他

持続化補助金

小規模事業者の販路開拓などのための取組を支援

●小規模事業者等が対象 ●補助額 上限50万円 ●補助率 2／3

※申請が通った後に、購入・支払いをし（一旦全額立替）、最後に補助金を請求

●応募締切 2020年6月5日（金）、10月2日（金）、2021年2月5日（金）

ものづくり補助金

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資などを支援

●中小・小規模事業者等が対象 ●補助額 原則上限1000万円

●補助率 中小企業 1／2 小規模事業者 2／3

※申請が通った後に、購入・支払いをし（一旦全額立替）、最後に補助金を請求

●応募締切 2020年5月20日（水）、8月、11月、2021年2月予定